

議案第 73 号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 26 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

小児の医療費の助成に関する制度の拡充を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年寒川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「記録されている小児」の次に「又は町長が特に認める小児」を加え、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付について適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新条例第6条の規定の例により行うことができる。

寒川町小児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本町の住民基本台帳に記録されている小児 _____ を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は医療保険各法の規定により医療(乳児及び幼児等以外の小児にあつては、入院に係る医療)に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に満たない者をいう。)で当該小児を養育している者の当該所得があつた年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるものは、対象としない。</u></p> <p>(1) <u>小児(乳児及び幼児等を除く。以下この号において同じ。)を養育している者 当該養育している小児が医療を受けた日の属する年の前年(当該小児が1月1日から6月30日までの間に医療を受けた場合には、前々年)の所得</u></p> <p>(2) <u>幼児等を養育している者 当該養育している幼児等が満1歳から満15歳までのそれぞれの年齢に達する日の翌日の属する年の前年(当該年齢に達する日の翌日が1月1日から6月30日までの間にある場合には、前々年)の所得</u></p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本町の住民基本台帳に記録されている小児 <u>又は町長が特に認める小児</u> を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は医療保険各法の規定により医療(乳児及び幼児等以外の小児にあつては、入院に係る医療)に関する給付が行われるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p>

～ 略 ～

～ 略 ～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付について適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新条例第6条の規定の例により行うことができる。